

合併協定書

平成 16 年 2 月 25 日

各務原市
川島町

1 合併の方式

合併の方式は、羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市に編入する「編入合併」とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年(2004年)11月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「各務原市(かかみがはらし)」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、各務原市那加桜町1丁目69番地(現各務原市役所)とする。

5 財産の取扱い

両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

川島町の議会議員については、合併後、川島地区の住民の意見を新市の行政に反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、各務原市の議会議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会議員として在任する。

また、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、合併後、最初に行われる新市の議会議員の一般選挙において、定数を増加し、川島町の区域に選挙区(定数2名)を設ける。

7 農業委員会の取扱い

(1) 川島町農業委員会は、各務原市農業委員会に統合する。

(2) 川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、合併特例法第8条第1項第2号

の規定を適用し、各務原市の農業委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員として在任する。

8 地方税の取扱い

川島地区の地方税については、以下のとおりとする。

(1) 個人市民税については、各務原市の制度に統一する。

ただし、均等割については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度までは現行の基準に基づく不均一課税を実施する。

(2) 法人市民税については、各務原市の制度に統一する。

ただし、法人税割については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成16年度は各市町の現行のとおりとし、平成17年度から平成19年度までは段階的に調整する不均一課税を実施する。

(3) 固定資産税については、各務原市の制度に統一する。

(4) 軽自動車税については、各務原市の制度に統一する。

(5) 市たばこ税については、各務原市の制度に統一する。

(6) 入湯税については、各務原市の制度に統一する。

(7) 都市計画税については、平成19年度から各務原市の制度に統一する。

ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成18年度までは不均一課税を実施し、平成16年度及び平成17年度は賦課を行わない。

9 一般職の職員の身分の取扱い

川島町の定数内の一般職の職員については、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて新市に引き継ぐ。

10 新市建設計画

合併特例法第5条に規定する市町村建設計画については、「新市建設計画」に定めるとおりとする。

11 特別職の身分の取扱い

- (1) 川島町の常勤の特別職及び執行機関の委員については、合併の日の前日をもって失職する。
- (2) 川島町の付属機関等の委員については、両市町の長が別に協議して定める。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、各務原市の条例、規則等を適用する。

なお、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

13 事務組織及び機構の取扱い

川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、「(仮称)各務原市川島振興局」を設置する。

14 一部事務組合等の取扱い

川島町が加入している一部事務組合等において共同処理されている事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐ。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別の施設ごとに決定する。

- (2) 手数料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

16 公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、原則として、各務原市の制度に統一する。

18 町の名称の取扱い

川島町の区域内の町の名称については、現在の名称の前に「川島」を付する。

19 慣行の取扱い

市章、シンボルマーク、市民憲章及び市の木・花については、各務原市のものを使用する。

都市宣言については、両市町のものを新市に引き継ぐ。

20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料（税）の賦課業務については、平成17年度から各務原市の制度に統一する。

ただし、平成16年度は各市町の現行のとおりとする。

21 介護保険事業の取扱い

介護保険料の賦課業務については、平成18年度から各務原市の制度に統一する。

ただし、平成17年度までは各市町の現行のとおりとする。

22 「川島地区振興基金」の設置

川島地区の総合的な発展と振興を図るため、「川島地区振興基金」を設置する。

23 各種事務事業の取扱い

23-1 姉妹都市・国際交流事業

(1) 各市町で行っている国際・国内都市交流については、これを尊重し、新市に引き継ぐ。

(2) 国際交流事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、川島町国際交流協会が主体となって実施している小学生の海外派遣事業などに

については、新市において決定する。

23-2 電算システム事業

電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し、一元化する。

23-3 広報広聴関係事業

(1) 川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。

(2) 自治会・町内会等住民自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずる。

(3) 広報紙、ウェブサイト、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する。

23-4 消防防災関係事業

(1) 川島地区の常備消防については、羽島郡広域連合の解散と同時に、新市に引き継ぐ。

なお、消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう、新市において決定する。

(2) 川島町消防団は、原則として、各務原市消防団に統合する。

なお、川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。

23-5 交通関係事業

(1) 各務原市ふれあいバス事業については、新市においても引き続き実施する。

なお、両市町の住民の利便性向上のため、「(仮称)川島線」を新設する。

(2) 防犯灯・道路照明灯の設置及び維持管理については、原則として、各務原市の制度に統一する。

なお、各市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。

ただし、川島地区に設置されている「防犯灯」としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に町内会の維持管理へ移行する。

23-6 保健事業

(1) 保健予防事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、各市町で実施している事業の細部や計画については、今後調整を図る。

(2) 「川島町保健センター」は、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「各務原市川島健康福祉センター」とする。

23-7 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

なお、川島町の補助犬育成費助成事業については、新市においても引き続き実施する。

また、川島町の障害者小規模授産所事業については、新市に引き継ぐ。

23-8 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

なお、川島町の展望浴場事業及びいきいきデイサービス事業については、新市においても引き続き実施する。

23-9 児童福祉事業

(1) 保育料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、平成16年度は各市町の現行のとおりとし、平成17年度以降は最長3年度で段階的に調整する不均一保育料を実施する。

(2) 放課後児童対策事業などその他の児童福祉事業については、現行のとおり新市においても実施する。

23-10 その他の福祉事業

- (1) 生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の制度に統一する。
- (2) 各種福祉医療費助成事業については、各務原市の制度に統一する。

23-11 環境事業

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。
- (2) 火葬業務については、各務原市の現行のとおりとする。

23-12 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

23-13 商工・観光関係事業

- (1) イベント事業及び広域観光事業については、当分の間、各市町の現行のとおり実施し、新市において調整する。
- (2) 融資事業については、各務原市の制度に統一する。

23-14 建設関係事業

都市計画事業については、岐阜都市計画区域内の川島町地域を、合併後、速やかに各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。

23-15 上水道事業

上水道事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

- (1) 水道料金については、平成 20 年度から各務原市の制度に統一する。

ただし、平成 17 年度までは各市町の現行のとおりとし、平成 18 年度及び平成 19 年度は緩和措置を講ずる。水道料金の徴収方法については、合併後、早い時期に各務原市の制度に統一する。

(2) 給水負担金及び開発負担金については、合併後、早い時期に各務原市の制度に統一する。

23-16 下水道事業

下水道事業については、以下のとおりとする。

(1) 下水道使用料については、原則として、各務原市の制度に統一する。下水道使用料の徴収方法については、合併後、早い時期に各務原市の制度に統一する。

(2) 排水設備工事助成金制度については、川島処理区において現行のとおり継続する。

(3) 下水道受益者負担金については、各市町の現行のとおりとする。

なお、前納報奨金制度については、各務原市の制度に統一し、農地等の徴収猶予制度については、川島町の制度を基本に統一する。

(4) 水洗便所改造等資金利子補給については、各務原市の制度に統一する。

23-17 学校教育事業

学校教育事業については、原則として、各務原市の制度に統合する。

なお、川島町の小中学校の就学区域（校区）については、現行のとおりとする。

23-18 社会教育事業

(1) 「川島町公民館」の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一を図り、利用者の制限については各務原市の制度に統一する。

また、川島町公民館主催事業については合併後5年を目処に事業の継続について調整する。

(2) 「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一を図り、利用者の制限については各務原市の制度に統一する。

(3) 「川島町ふるさと史料館」の名称を「各務原市川島ふるさと史料館」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一を図る。

(4) 川島地区のスポーツ関係施設の休業日、使用時間及び利用者の制限については、個別の

施設ごとに新市において決定する。使用料については、平成17年度までは現行のとおりとし、施設の規模・性格を勘案しながら個別の施設ごとに調整して、平成18年度以降に見直しを行う。

23-19 その他（指定金融機関等）

指定金融機関については、各務原市の現行のとおりとする。

また、収納代理金融機関については、各市町の現行の金融機関を新市に引き継ぐ。

調 印 書

各務原市及び川島町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6条）第3条第1項の規定に基づき設置された木曾川文化圏市町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月25日

各務原市長

森 真



川島町長

野田敏雄



立 会 人

合併協議会委員

松 田 之 利

合併協議会委員

広 瀬 利 和

合併協議会委員

横 山 隆 一 郎

合併協議会委員

白 木 博

合併協議会委員

長 谷 川 匡 一

合併協議会委員

星 野 欽 夫

合併協議会委員

武 藤 孝 子

合併協議会委員

松 原 史 尚

合併協議会委員

尾 岡 登 男

合併協議会委員

野 田 功

合併協議会委員

小 島 武

合併協議会委員

荊 谷 彰 三

合併協議会委員

村 井 宏 行

合併協議会委員

田 中 露 美

合併協議会委員

横 山 勝 利

合併協議会委員

小 森 利 八 郎